

參考資料



視点6 人権尊重の精神をはぐくむ教育の推進

人権は、人間の尊厳に基づく人間固有の権利であり、人間が人間らしく幸せに生きる権利です。しかしながら今なお様々な人権問題が存在し、社会の変化に伴い人権に関する新たな課題も生じています。社会を構成するすべての人々は、かけがえのない存在です。人権が共存する人権尊重社会の実現は県民の願いです。

そのためには、基本的な人権や様々な人権問題についての正しい知識、好ましい人間関係を築くための様々な技能を身に付けるとともに、他者の痛みや感情を共感的に受容できる感受性、偏見や差別を見極める確かな判断力を高めることにより、自分や他者の人権を尊重する実践力や行動力をはぐくむことが重要となってきます。

そこで、生涯学習の観点に立った人権尊重の精神の涵養を目的とした人権教育の推進が必要となります。

なお、以下に本視点を実現するための3つの重要施策を示します。

施策31 人権教育推進体制の確立

県教育委員会は、市町村教育委員会及び関係機関と連携し、全県的に人権教育を推進する必要があります。

- 「市町村教育委員会教育長人権教育連絡会議」を開催し、人権教育の推進方針や各種施策の説明、講話などをおし、市町村の施策を支援します。
- 学校や市町村教育委員会からの要請に応じて人権教育担当者を派遣するなど、学校や市町村の支援を行います。
- 効果的な取組に向けて、各種の連絡・協議の場を設けるとともに、学校や市町村の取組状況を調査し、調査結果を検証し、人権教育の一層の推進を図ります。
- 知事部局と連携し、あらゆる場を通じた人権教育及び人権啓発を推進します。

施策32 人権教育指導者の資質・能力の向上

指導者が、学校や地域の実情に応じた人権教育が推進できるよう研修会等を実施する必要があります。

- 学校教育においては、各教科等における人権教育の進め方や様々な人権問題の現状、人権が尊重された雰囲気や環境づくりの工夫などを取り上げ、指導者としての指導力の向上や人権意識の高揚に努めます。
- 社会教育においては、それぞれの実情や学習者のニーズを把握しながら、様々な人権問題などを取り上げた学習プログラムづくりや参加体験型の手法等を学ぶ機会の充実を図り指導者を養成していきます。
- 「人権教育指導者用リーフレット」を作成・配布し、校内研修等の充実を図るなど、指導者の資質・能力の向上に努めます。

施策33 人権教育の充実と人権啓発の推進

一人一人が生活していく上で人権が身近で大切なものであることに気付き、自分や相手の人権を尊重するために自分がとるべき行動を考え、実践していけるようにしていく必要があります。

- 人権に関する学習においては、知識伝達型の学習だけでなく、参加体験型の手法を取り入れるなど、学習内容・方法の改善・充実に努め、人権に関する知識や技能を身に付けたり、人権感覚を磨いたりできるようにします。
- 啓発活動については、人権に関する作文・イラスト集や保護者向けの資料等を作成し、活用を積極的に働きかけることにより、人権教育への理解と協力を得られるよう努めます。